

菊 川 市

犯罪被害者等支援推進計画



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョットちゃん」

令和3年3月

## 《 目 次 》

### 第 1 章 推進計画策定の意義

- 1 推進計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第 2 章 犯罪被害者等支援について

- 1 支援施策の位置づけと支援施策の分類・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 支援の目的と支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第 3 章 基本理念と取組の方向性

- 1 個人の尊厳を重んじた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 継続的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 二次的被害及び再被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第 4 章 推進施策

- 1 総合支援窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 相談及び情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 日常生活等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 広報及び啓発

### 第 5 章 具体的な取組

- 1 総合支援窓口の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 相談及び情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 見舞金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 日常生活等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 広報及び啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

### 第 6 章 進行管理

- 1 関係各課における情報共有と反映・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 資料編

- 菊川市犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則・・・・・・・・・・・・ 15
- 庁内連携・協力体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

# 第1章 推進計画策定の意義

## 1 推進計画策定の趣旨

犯罪被害に遭われた方及びその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接の被害に加え、周りの理解を得られないことや、うわさや中傷等による二次的被害にも苦しめられることがあります。誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するには、犯罪を防ぐだけでなく、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。

国では、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成16年に犯罪被害者等基本法を策定しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施することを地方公共団体の責務としており、静岡県では、平成27年4月1日に「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行し、平成28年度に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

本市では、令和2年4月1日に「菊川市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を施行しました。市条例には、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、市、市民等、事業者の責務等を定めています。「菊川市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくための計画となります。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則第13条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

## 3 本計画の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

## 第2章 犯罪被害者等支援について

### 1 支援施策の位置づけと支援施策の分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安全で安心なまちに密接な関わりを持つものです。支援施策の位置づけと分類について整理します。

#### (1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体になり市民の安全安心に資するものです。防犯施策は犯罪被害を事前に防止するものですが、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策の網を抜けて発生した事後措置として位置づけるものです。

犯罪被害者等が一日も早い被害の軽減、回復する体制を整備することは、安全で安心して暮らせる地域社会の実現はもとより、安全安心なまちに一層資するものです。

#### (2) 支援施策の分類

##### ①市条例等による支援

市条例等の個別の規定に基づく、犯罪被害者等支援に特化した支援施策です。

##### ②庁内連携による支援

庁内の各部署には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、犯罪被害者等支援の担当課が調整役となり、関係各課で連携協力しながら適用することで機能するものです。

市条例等による支援の違いとしては、市条例等の支援とは別の当該事業の根拠法令上適用が可能な場合に限られるということです。

##### ③関係機関連携による支援

市が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、相互の補完的な関係性において、各機関の長所を生かした支援を実施するものです。

令和2年3月24日に市、菊川警察署、静岡犯罪被害者支援センターとの間で、犯罪被害者等の支援に関する連携協定を締結しました。

### 2 支援の目的と支援体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、犯罪被害者等が各種支援策を通じて、受けた被害を軽減・回復し、平穏な生活を取り戻してもらうことにあります。

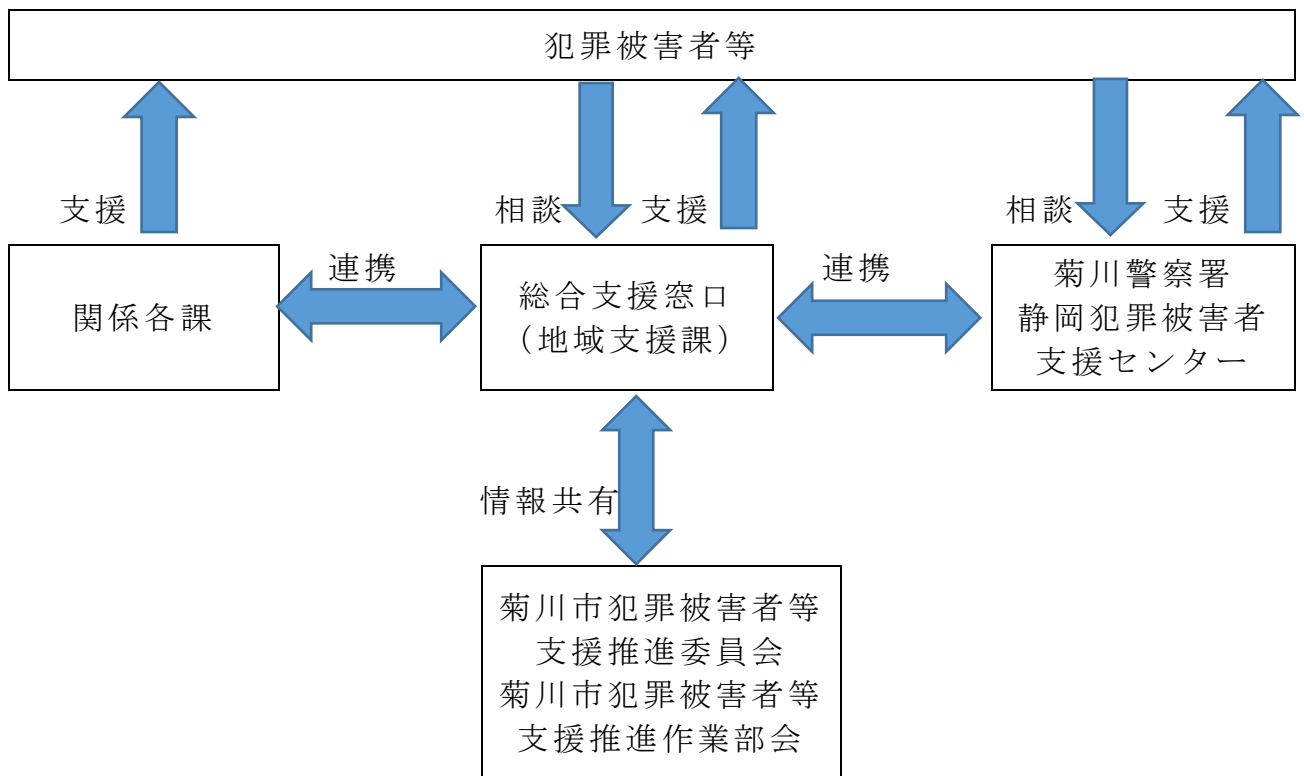
犯罪被害者等の置かれる状態は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウによる切

れ目のない支援が必要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行うための窓口を中心として、関連する業務を行う関係各課との連携を図るとともに、犯罪被害者等の連携協定に基づき、菊川警察署、静岡犯罪被害者支援センターと連携して支援をしていきます。

また、庁内の関係各課による犯罪被害者等支援推進委員会及び作業部会を設置し、支援の状況や犯罪被害者等を取り巻く環境等に関する情報を共有し、犯罪被害者等の総合的な支援の推進を図ります。

### 支援体制のイメージ図



## 第3章 基本理念と取組の方向性

市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪を受けてから平穏な生活を取り戻すまでの間、継続的な支援が可能になるよう、3つの基本理念と取組の方向性を示します。

### 1 個人の尊厳を重んじた支援

犯罪被害者等は、精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮を抱えながら生活することになります。

犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、安らぎを感じて生活する権利を有しています。このため、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

### 2 継続的な支援

犯罪被害者等の支援は、個別の犯罪被害者等の状況等によって必要とする支援が異なり、時間の経過とともに必要となる支援内容は変化していきます。

犯罪を受けて間もない時期は、身体の安全など緊急的な支援が必要ですが、時間の経過とともに経済的状況など生活環境の回復に関する支援が必要となります。必要な支援内容が変化することは、適用される制度や担当機関等が変わることも多いため、支援内容や担当機関等が変わっても継続性を持って途切れることのない支援を行います。

### 3 二次的被害及び再被害の防止

犯罪被害者等は、うわさや中傷等の二次的被害や、同じ加害者から再び被害を被るといった再被害に遭うということがあります。そのため、犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止について配慮して行わなければなりません。

## 第4章 推進施策

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安全で安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、5つの推進施策を設定し、支援を進めていきます。

### 1 総合支援窓口の設置（市条例第7条）

犯罪被害者等は犯罪被害についての相談場所や支援内容が分からないことから、犯罪被害者等の相談を受け、支援に関する情報提供等を行う場として、庁舎東館（プラザきくる）2階 地域支援課に総合支援窓口を設置します。

### 2 相談及び情報の提供等（市条例第8条）

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、年齢、性別、犯罪の種別等、個々の事情等によって必要とする支援が異なり、多方面からの支援が求められます。そこで、犯罪被害者等が必要とする支援について、個々の状況に配慮しながら関連する制度や関係各課、関係機関の情報の提供をします。

### 3 見舞金の支給（市条例第9条）

犯罪被害者本人が死亡したり、怪我等で働けなくなった場合には収入が減少する一方で、様々な出費により生活が困窮することがあります。

国の給付制度は手続きに時間を要することから、経済的支援の情報提供をするとともに、犯罪被害者が死亡または1か月以上の負傷疾病を負った場合には、市独自の見舞金を給付することで経済的負担の緩和に努めます。

### 4 日常生活等の支援（市条例第10条、11条）

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれた個々の状況に応じて以下の支援を行います。

- (1) 移動の付き添い
- (2) 申請手続きの補助
- (3) 物品貸与
- (4) 日常生活・社会生活を円滑に営むための支援
- (5) 居住の安定

### 5 広報及び啓発（市条例第13条）

多くの市民や事業者が犯罪被害者等に対し支援の重要性や施策に対する理解を深め、社会全体で支えていくことができるように広報啓発に努めます。

## 第5章 具体的な取組

市条例の目的である、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、次のような取組を行います。

### 1 総合支援窓口の設置（市条例第7条）

取組	内容	担当課
総合支援窓口の設置	犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な支援窓口を設置します。また、犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう、関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。	地域支援課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について案内します。	地域支援課

### 2 相談及び情報の提供等（市条例第8条）

取組	内容	担当課
警察・静岡犯罪被害者支援センターへの情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得たうえで、警察や静岡犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	地域支援課

### 3 見舞金の支給（市条例第9条）

取組	内容	担当課
見舞金の支給・制度内容の案内	見舞金の支給内容となる事件が発生した場合、犯罪被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	地域支援課



#### 4 日常生活等の支援（市条例第10条、11条）

##### (1) 移動の付き添い

取組	内容	担当課
移動の付き添い	犯罪被害者等の求めに応じて、必要がある場合は移動の付き添いをします。	地域支援課

##### (2) 申請手続きの補助

取組	内容	担当課
申請手続きの補助	犯罪被害者等の求めに応じて、様々な申請手続きの補助を行います。	地域支援課

##### (3) 物品貸与

取組	内容	担当課
必要な物品等の貸与	犯罪被害者等の求めに応じて、日常生活又は就業等に必要な物品等を貸与します。	地域支援課

##### (4) 日常生活・社会生活を円滑に営むための支援

取組	内容	担当課
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安がある場合の相談対応を行います。	長寿介護課
生活困窮者の自立支援の相談対応	犯罪被害による生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	福祉課
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続きを案内します。	福祉課
自立支援医療費支給制度の案内	自立支援医療費支給制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の対象となった犯罪被害者等に対し、制度の説明と手続きを案内します。	福祉課
高次脳機能障害の相談支援	高次脳機能障害となった犯罪被害者等に対し、相談支援や関係機関との連絡調整を行います。	福祉課
障がい者に対する相談支援	犯罪被害者等が障がい者の場合、迅速かつ適切な相談対応を行います。	福祉課

取組	内容	担当課
障害者手帳の取得手続き案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続きを案内します。	福祉課
障害福祉サービス制度の案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	福祉課
児童扶養手当の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、児童扶養手当の説明と手続きを案内します。	子育て応援課
ひとり親家庭等の医療費助成の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、医療費助成制度の説明と手続きを案内します。	子育て応援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	子育て応援課
認定こども園・保育園等の案内	家庭において必要な保育を受けることが困難である犯罪被害者等に対し、認定こども園・保育園等の説明と申請手続きを案内します。	こども政策課
放課後児童クラブの案内	保護者が就労などで児童の授業終了後等に不在となる犯罪被害者等に対し、放課後児童クラブの説明と申請手続きの案内をします。	こども政策課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費制度の案内	経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒のいる犯罪被害者等の家庭に対し、要保護及び準要保護児童生徒援助費制度の説明と手続きを案内します。	教育総務課
子育ての相談対応	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う、子育てに関する相談を行います。	子育て応援課 学校教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒の在籍する学校に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣します。	学校教育課

取組	内容	担当課
災害共済給付金の手続き	学校管理下で発生した犯罪被害により犯罪被害者等となった児童・生徒に対し、災害共済給付金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）への手続きを行います。	学校教育課
納税相談	犯罪被害者等に対する納税相談を行います。	税務課
後期高齢者医療保険料の納付相談及び国民年金保険料の免除の案内	犯罪被害により納付が困難になった犯罪被害者等に対し、後期高齢者医療保険料の納付相談及び国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。	市民課
療養費・高額療養費支給制度の案内	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の犯罪被害者等に対し、療養費・高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	市民課
第三者による傷病届出制度の案内	国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の犯罪被害者等に対し、第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	市民課
女性に対する関係機関の案内	犯罪被害者等となった女性に対し、犯罪被害で受けた精神的苦痛に関する相談窓口等、関係機関の案内を行います。	地域支援課

#### (5) 居住の安定

取組	内容	担当課
市営住宅への入居相談	犯罪行為により自宅に住めなくなった犯罪被害者等に対する市営住宅の入居相談を行います。	都市計画課
一時的な住居の確保	犯罪被害者等に対する一時的な住居の確保に必要な情報の提供をします。	地域支援課

## 5 広報及び啓発（市条例第13条）

取組	内容	担当課
広報菊川やホームページの活用	広報菊川やホームページ等を活用した広報に努めます。	地域支援課
犯罪被害者週間にあわせた広報	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせた広報を行い、市民への理解を促進します。	地域支援課

## **第6章 進行管理**

本計画に基づく支援をより効果的にするため、関係各課において、支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。

### **1 関係各課における情報共有と反映**

関係各課において、支援状況等の情報共有を図り、必要に応じて今後の取組に反映します。

### **2 計画の見直し**

犯罪被害を取り巻く環境に対して適切に対応するため、計画期間中であっても、適宜計画の見直しを図ります。



# 資 料 編

《 資料編 目次 》

菊川市犯罪被害者等支援条例	12
菊川市犯罪被害者等支援条例施行規則	15
庁内連携・協力体制図	19



○菊川市犯罪被害者等支援条例

令和2年3月3日  
条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であつて、市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。次号及び第12条において同じ。）であるものをいう。
- (3) 市民等 市民及び市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、静岡県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の関係する者をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないよう、二次的被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪

被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。
- 3 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するに当たっては、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報保護について十分配慮しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う等必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、被害の程度に応じた見舞金(以下この条において「見舞金」という。)を支給するものとする。

- 2 見舞金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、その決定を受けなければならない。
- 3 偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けていた者又は見舞金の支給を受けた者で第14条の規定により支援を行わないこととされたものは、当該見舞金を市に返還しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活等の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができる

よう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等が移動する場合において、必要があると認めるときは、その申出により、その移動に付き添うこと。
- (2) 犯罪被害者等がその支援に関する申請等を行う場合において、必要があると認めるときは、その申出により、その手続を補助すること。
- (3) 犯罪被害者等が生活又は就業する上で必要であると認める物品をその申出により貸与すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要と認める支援を行うこと。

2 前条第3項の規定は、前項第3号の規定による物品の貸与について準用する。  
(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることがないようにするため、市営住宅（菊川市営住宅条例（平成17年菊川市条例第119号）第2条第3号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な住居の確保等に必要な情報の提供等必要な支援を行うものとする。

(市民以外の犯罪等により害を被った者への支援)

第12条 市は、市民以外の者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第8条に規定する支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民等及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性、犯罪被害者等の支援のための施策等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菊川市犯罪被害者等支援条例(令和 2 年菊川市条例第 6 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(総合支援窓口)

第 3 条 条例第 7 条に規定する支援を総合的に実施するための窓口(以下「窓口」という。)においては、犯罪等の態様や犯罪被害者等の状況に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 窓口で相談を受ける職員は、犯罪被害者等の支援に関する研修会への参加等により能力の向上に努めるものとする。

3 窓口で相談を受けた職員は、その内容を犯罪被害者等相談受付票(様式第 1 号)に記録するものとする。

(見舞金の支給)

第 4 条 条例第 9 条の見舞金(以下「見舞金」という。)の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する遺族見舞金 30 万円

(2) 犯罪等により全治 1 か月以上の負傷又は疾病を負った者に対して支給する重傷病見舞金 5 万円

2 前項の見舞金は、次に掲げる被害には支給しない。ただし、当該犯罪被害が発生した事情から市長が必要と認めた場合は、支給することができる。

(1) 犯罪等により害を被った者(以下「犯罪被害者」という。)と当該犯罪等に係る加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったときの犯罪等の被害

ア 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

イ 直系血族(事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。)

ウ 兄弟姉妹

(2) 自動車賠償責任保険の対象となる交通事故に係る犯罪等の被害

(3) 営利活動に伴う犯罪等の被害

3 犯罪被害者が重傷病見舞金の支給を受けた後、当該犯罪行為が原因で死亡した場合の遺族に支給する遺族見舞金の額は、当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲)

第 5 条 遺族見舞金は、犯罪被害者が死亡したとき、当該犯罪被害者と生計を一にしていた者で次の各号のいずれかに該当する者に支給することができる。

(1) 犯罪被害者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び

兄弟姉妹

(3) 前項に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹その他市長が適当と認める親族

2 見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にするものとする。

3 市は、見舞金の支給を受けるべき者が2人以上いる場合は、その者の中から選定された代表者に対して見舞金を支給するものとする。この場合において、代表者は、見舞金受給代表者選定書(様式第2号)により届け出るものとする。

(見舞金の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(様式第3号)に当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特定の事実について公簿等で確認できるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍等地方公共団体が発行する証明書

ウ 犯罪被害者の消除された住民票の写し

エ 申請者の住民票の写し

オ 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情があつた者であるときはその事実を確認することができる書類

カ 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、見舞金受給代表者選定書(様式第2号)

キ その他犯罪等の被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 犯罪等の被害による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

イ その他犯罪等の被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類

2 見舞金の申請は、死亡又は負傷若しくは疾病の被害が発生した日から起算して1年以内にしなければならない。

3 第1項の申請は、委任することができる。

(見舞金給付の決定)

第7条 市長は前条の申請があつた場合は、速やかに審査を行い給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をした場合は、申請者に対し犯罪被害者等見舞金支給決

定通知書（様式第4号）又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（犯罪被害者等支援の申請）

第8条 犯罪被害者等は、条例第10条及び第11条の支援を受けようとする場合は、犯罪被害者等支援申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（付添い）

第9条 条例第10条第1項第1号の規定により、付き添うことのできる移動はおおむね次のとおりとする。

(1) 捜査機関への移動

(2) 行政機関への移動

(3) 医療機関への移動

(4) 犯罪被害者等支援機関への移動

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と判断した場合の移動

（申請手続の補助）

第10条 条例第10条第1項第2号の規定により、手続を補助することができる申請等はおおむね次のとおりとする。

(1) 捜査機関への申請等

(2) 行政機関への申請等

(3) 犯罪被害者等支援機関への申請等

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と判断した場合の申請等

（貸与物品）

第11条 条例第10条第1項第3号の規定により、貸与することができる物品はおおむね次のとおりとする。

(1) 家事に必要な物品

(2) 育児に必要な物品

(3) 就業に必要な物品

(4) 介護に必要な物品

2 前項各号の物品は、犯罪等があったから3か月を過ぎた場合には貸与することができない。

3 第1項各号の物品の貸与期間は、6か月を限度とする。ただし、市長が必要と認めた場合は延長することができる。

（日常生活等支援）

第12条 条例第10条第1項第4号の規定により、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援はおおむね次のとおりとする。

(1) 家事に関すること

(2) 育児に関すること

(3) 介護に関すること

(4) その他平穏な日常生活又は社会生活を円滑に営むために必要と市長が判断したもの

2 前項各号の支援は、犯罪等があったから6か月を過ぎた場合にはこれをする

ことができない。

3 第1項各号に掲げる支援は、それぞれの支援を通じて30時間を限度とする。

4 市長は、第1項各号に掲げる支援の全部又は一部を委託することができる。

(犯罪被害者等支援計画)

第13条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

附 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。

菊川市犯罪被害者等支援条例 (令和2年4月施行)

菊川市犯罪被害者等支援推進計画

菊川市犯罪被害者等支援推進委員会

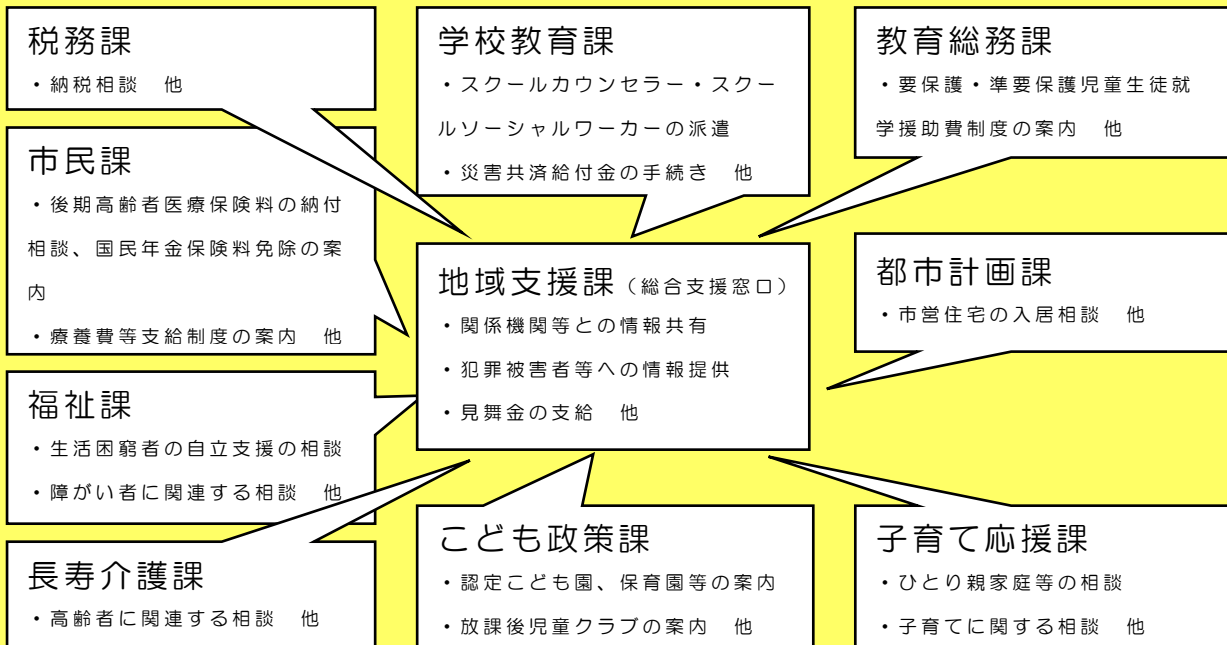
- 所掌事務
- ・犯罪被害者等支援推進計画の策定
  - ・犯罪被害者等支援に関する情報共有、調査研究、協議等



— 菊川市犯罪被害者等支援推進作業部会 —

- 所掌事務
- ・犯罪被害者等支援推進計画の基礎資料の作成
  - ・犯罪被害者等支援推進計画案の作成
  - ・犯罪被害者等支援に関する情報共有、調査研究、協議等

《 庁内連携体制 》









菊 川 市